

タイ国籍を有しない者の為のタイ王国入国特別便

(2020 年 8 月 7 日 NH 847 便 - ANA)

就労者、永住者、タイ国籍を有する者の配偶者及び一親等親族、就労者の配偶者と子ども、就学者、治療目的滞在者

注意:

- タイ王国で任務を行う外交団、領事団、及び国際機関や政府機関 従事者とその配偶者、親または子どもについては、詳細をあらためてご案内します。
- 8 月中は週一便の特別便を予定しています。 詳細については、追って大使館のHP上でお知らせします。
- スケジュールは変更になることもありますので、予めご了承ください。

1. 入国許可証 (COE)

1.1 タイ民間航空局(CAAT)は現在、タイ王国への国際旅客機便を制限しています。タイ国籍を有しない者がタイへ渡航する場合には、事前にタイ政府が許可した特別便のみが認められます。これらの便で渡航を希望するタイ国籍を有しない者は、**入国許可証(COE)**を申請し、一定の条件をみたすことが求められます。

1.2 COE申請に必要な書類

- (1) パスポートのコピー (顔写真ページと再入国許可証スタンプまたはビザのあるページ)
ビザ、再入国許可証がない場合 (再入国許可証及びビザの有効期限をご確認ください。有効期限の表記箇所については [please click here ここをクリック](#)) こちらからビザ申請の予約、申請を行ってください → <http://vabo.thaiembassy.jp/>

*就労ビザの申請には、

- タイ労働省発行の労働許可証
 - WP3(労働許可証の事審査受理書)
 - タイ投資委員会(BOI)発行した証明書
- のいずれかが必要です。

(2) 申告書(署名したもの)Declaration Form [\(ここからダウンロード\)](#)

(3) 入国の理由を示した書類

就労者:

- 労働省発行の労働許可証 (WP3 含む)
またはタイ投資委員会(BOI)発行の証明書

永住者:

- 在留証明書及び再入国許可証スタンプのコピー

タイ国籍を有する方の家族:

- タイ婚姻証明書(配偶者の場合)、タイ出生証明書(子どもの場合)、タイ国籍を有する者との親子関係を示す公的証明(親の場合)

就労者の家族:

- 就労者の労働省発行の労働許可証 (WP3 含む)
またはタイ投資委員会(BOI)発行の証明書
- 戸籍謄本(就労者と家族との関係を示す)

就学者:

- タイの大学またはタイ教育省の認可を受けた教育機関が発行した在学証明書または入学許可証のコピー
- 親または保護者と渡航する場合、就学者との関係を示す公的証明書(戸籍謄本等)

治療目的(新型コロナウイルスを除く):

- 日本の医療機関が発行した、タイで治療を受けることについての理由が記されている書状のコピー、またタイの医療機関が発行した、申請者が治療を必要とする渡航患者であること、及び 14 日間の隔離を医療機関施設で実施することを記した書状
家族(3 名まで)が同行する場合、申請者との関係を示す公的書類及び前述のタイの医療機関が、14 日間の隔離を医療機関施設で実施することを記した書状

(4) タイ滞在期間中の 10 万米ドル以上に相当する治療補償額の医療保険証(英文) 1 年以上タイに滞在する場合には、保証期間は 1 年以上が求められます。保険証は新型コロナウイルス関連疾病の治療に対応していることを確認し、その旨の記載が必要です。

(5) 14 日間の隔離施設 (ASQ) (<http://www.hsscovid.com/>)
の予約確認書

1.3 タイ入国に際しては、ビザ及び入国許可証(COE)の取得のみならず、下記 3項(出国及びタイ王国入国の際に提示を求められる書類について)と、4項(タイ王国入国の際に求められる措置について)をよくお読みください。

2. COE 申請手続き

2.1 有効なビザもしくは再入国許可を持っていることをご確認下さい

2.2 全ての申請者は必要書類をPDF形式で、以下のいずれかのメールアドレスにお送り下さい。その際にファイルの番号と書類名を付けてください。(例) 1. パスポートコピー 2. Declaration form
3. 労働許可証 4. 医療保険証 5. 隔離施設の予約確認書

(1) The Royal Thai Embassy in Tokyo
(在東京タイ王国大使館)
at econ.tyo@mfa.mail.go.th or

(2) The Royal Thai Consulate-General in Osaka
(在大阪タイ王国総領事館)
at rtcgosaka.visa@gmail.com or

(3) The Royal Thai Consulate-General in Fukuoka
(在福岡タイ王国総領事館)
at visa.fuk@mfa.mail.go.th

- 2.3 上記メールによる書類の送付とともに、以下のリンクから必要事項等登録をしてください

→ <https://forms.gle/8hysi9jCVnHeyuCC6>

*** 2.2 と 2.3 における書類の不備、未記入がありますと、申請無効 となりますので、お気をつけください。**

- 2.4 リンクから必要事項等の登録と、必要書類のメールによる送付が完了しますと、航空券購入に関する情報や手続きは申請者の E メールに送られます。航空券は直接航空会社より購入し、出発日の 4 日前までに、航空券の購入確認書 (E-ticket) を上記申請先にメールでお送り(返信)ください。

- 2.5 航空券購入確認書 (E-ticket) が受理されましたら、申請者の E メールに COE をお送りします。

3. 出国する空港及びタイ入国時に提示する書類

- 3.1 在東京タイ王国大使館、在大阪タイ王国総領事館、在福岡タイ王国総領事館が発行した入国許可証 (COE)
- 3.2 記入、署名済みの申告書 (Declaration Form)
- 3.3 英文の搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly or Fit to Travel Health Certificate)
- 3.4 渡航前 72 時間以内に発行された英文の RT-PCR 検査による新型コロナウイルス非感染証明書
- 3.5 新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む 10 万ド以上もしくはそれに相当する治療補償額の英文医療保険証。保険証には、新型コロナウイルス関連疾患治療費を付保することを明確に記載する必要があります。

4. タイ入国における必要措置

- 4.1 新型コロナウイルス感染拡大により、全ての渡航者はタイ入国時に **T.8 form** を記入しなければなりません。タイ空港公社(AOT)の携帯アプリ <https://aot-app.kdlab.ai> にてオンライン登録できます。

- 4.2 タイ入国において、全ての渡航者はタイ当局に指定された医療従事者から医療検査を受け、14 日間以上の隔離施設 (ASQ)にて検疫隔離を行うよう要求されます。

在東京タイ王国大使館

2020 年 7 月 21 日
